

令和8年5月12日

日本商工会議所 御中

資源エネルギー庁 資源・燃料部長  
和久田 肇

### 潤滑油等の購入に関する御協力について（要請）

潤滑油等については、日本全体で必要な量は確保されておりますが、本年3月下旬頃から、供給の先行きに不安を抱く流通事業者や需要家から前年同月を大きく上回る量の注文が行われた結果、通常どおりの注文をしている流通事業者や需要家への供給が滞り、一部の需要家において潤滑油等の調達に時間を要するなど、供給に偏りが生じています。

このため、4月17日に、資源エネルギー庁から、潤滑油等関係事業者に対して、潤滑油等の安定的な供給に努めるべく、前年同月比同量を基本としつつ、3月に前年同月を上回る水準を購入した流通事業者や需要家に対しては4月以降の供給量を調整し、供給を継続すること、また、潤滑油等の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対して偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請しました。

当該要請を踏まえて、関係事業者において、供給の偏りを解消するための取組が進められているところですが、経済産業省の情報提供窓口には、潤滑油等について供給不安の声も寄せられております。前述の通り、日本全体で必要な量は確保されている中、こうした不安から前年同月を大きく上回る注文が行われることがないよう、貴団体におかれましては、会員の皆様に別添のチラシを配布して、前年同月比同量を基本とした購入への御協力を呼びかけていただくようお願いいたします。

また、潤滑油等の調達について、お困りの場合は、速やかに経済産業省（中東情勢関連対策ワンストップポータル）まで情報提供をお願いします。

引き続き、潤滑油等の安定供給の確保に向け、関係事業者と緊密に連携しながら全力で対応を進めていきますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

(参考)「燃料油や石油製品の供給に関する情報提供」の受付について

1. 情報提供の連絡先

<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260314002/20260314002.html>

2. 情報提供いただく内容

調達先、対象製品、今後の調達見込みなど

3. 情報の取扱

情報提供の連絡先に寄せられた情報については、特定石油精製業者や潤滑油等関連団体等とも連携し、必要に応じて、情報の内容・扱いについて、経済産業省より確認をさせていただきます場合があります。

◇本件に関するお問い合わせ先：

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料供給基盤整備課　： 03-3501-1993

以上